

都市計画道路 中筋伊丹線 他2路線に関する 事業の施行について

令和7年10月4日(土曜日)

兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所
宝塚市役所 都市安全部

本日の説明の流れ

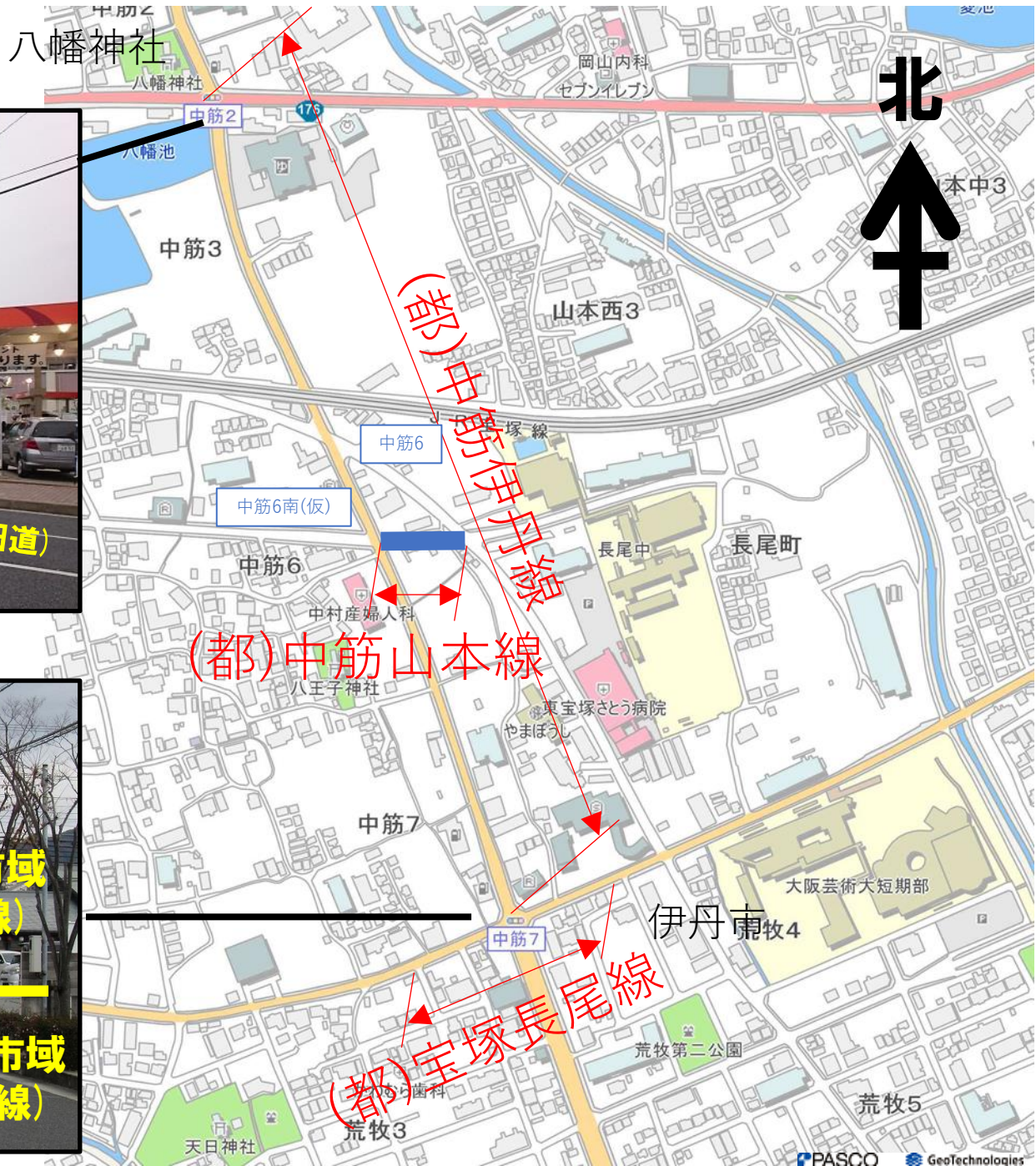
1.事業概要について

2.事業認可の内容と法的効果・制限について

3.用地補償について

4.今後の予定について

1.事業概要について



1.事業概要について

(都)中筋伊丹線

- ・2車線から4車線への道路拡幅
- ・渋滞交差点の交差点改良
- ・自転車通行帯の整備

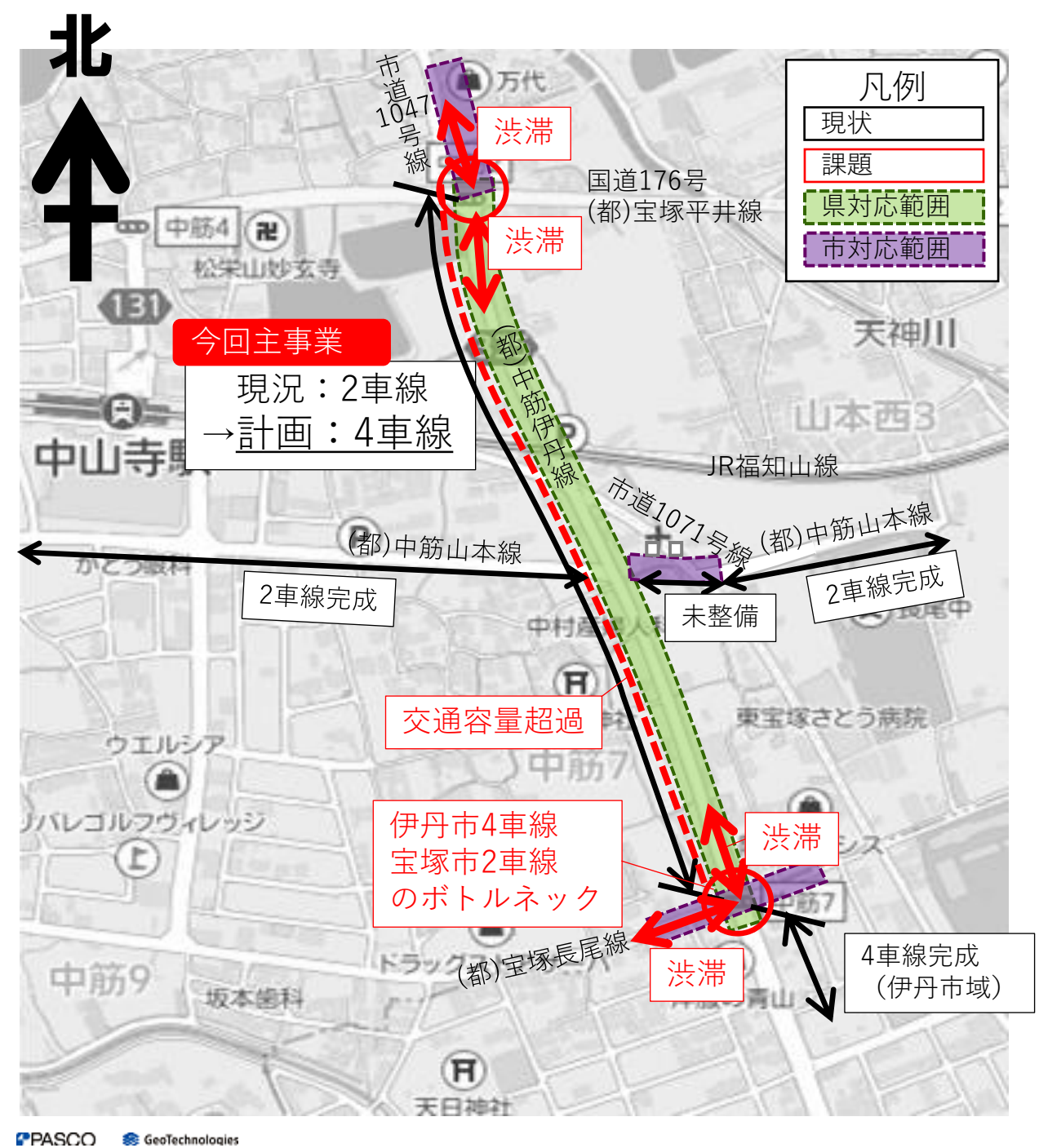
(都)中筋山本線

- ・2車線道路の新設

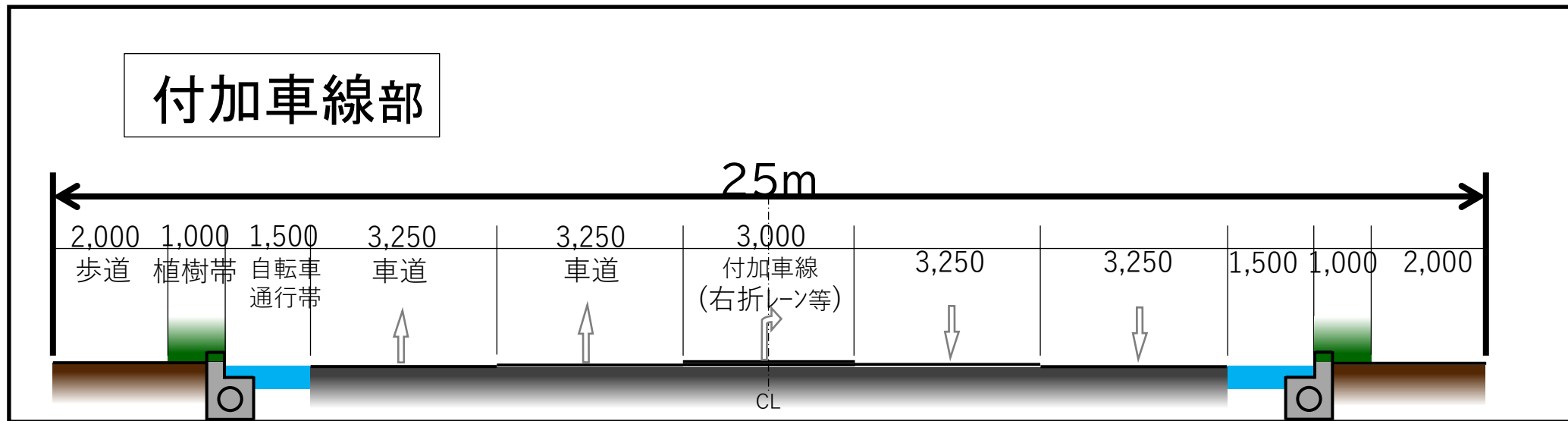
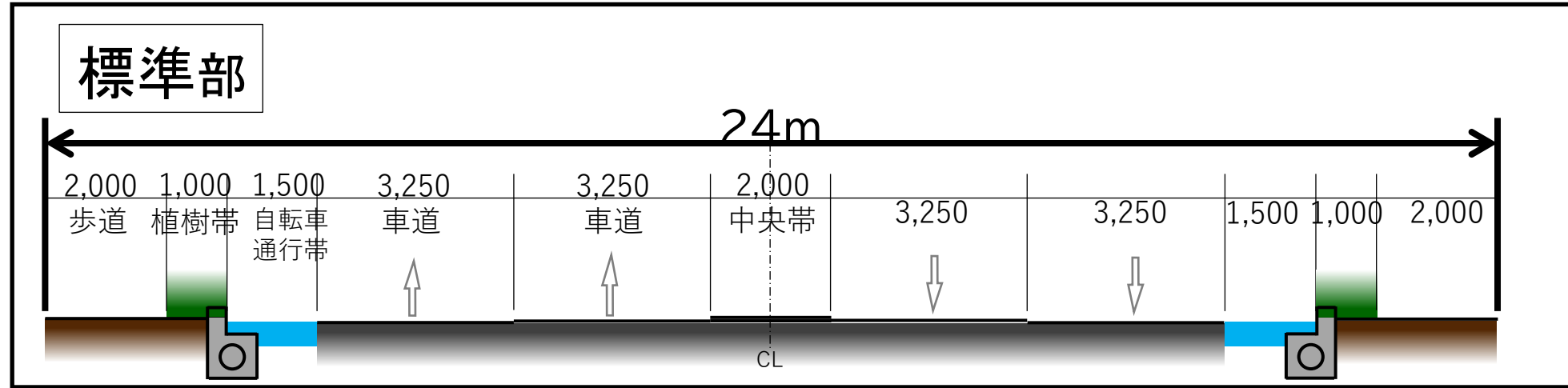
(都)宝塚長尾線

- ・右折レーンの整備

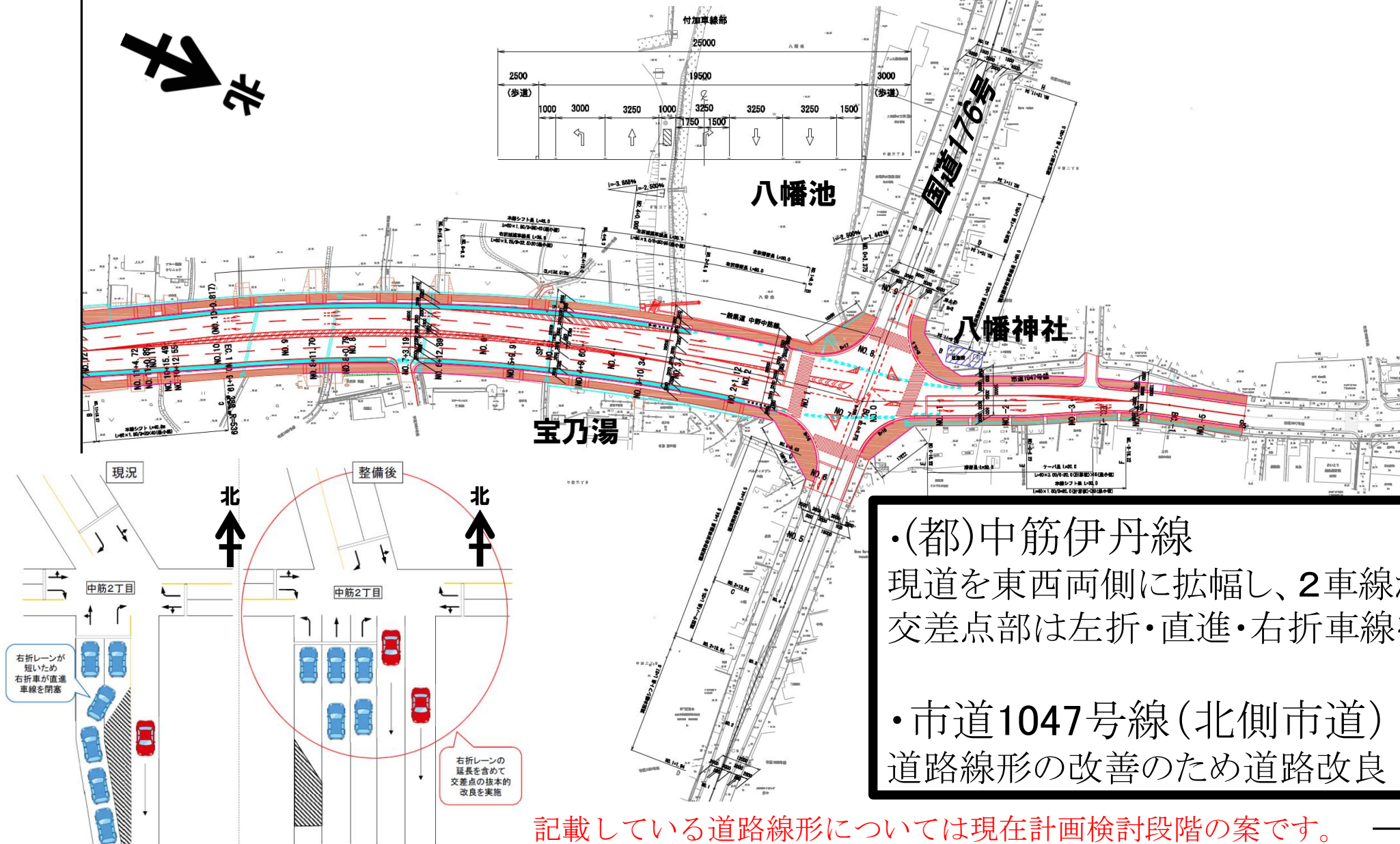
R7年度に事業認可を受け事業着手



(都) 中筋伊丹線
横断構成

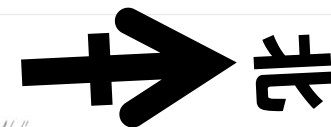


中筋2丁目 平面図



記載している道路線形については現在計画検討段階の案です。

JR交差部 平面図



(都)中筋伊丹線

< JR福知山線との交差部 >

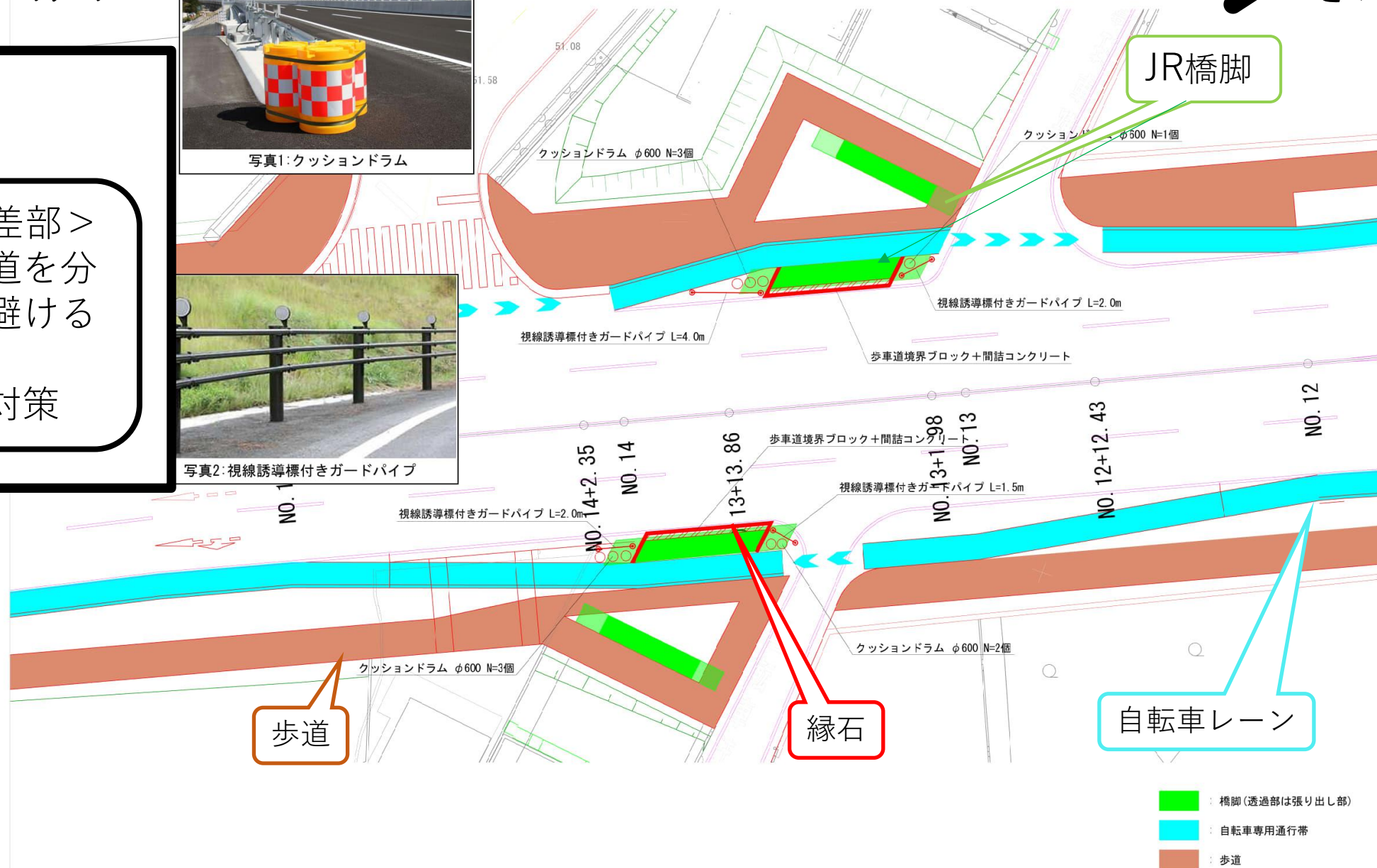
- ・ 自転車レーンと歩道を分離し、歩道が橋脚を避けるように計画
- ・ 橋脚の周囲に安全対策



写真1:クッションドラム



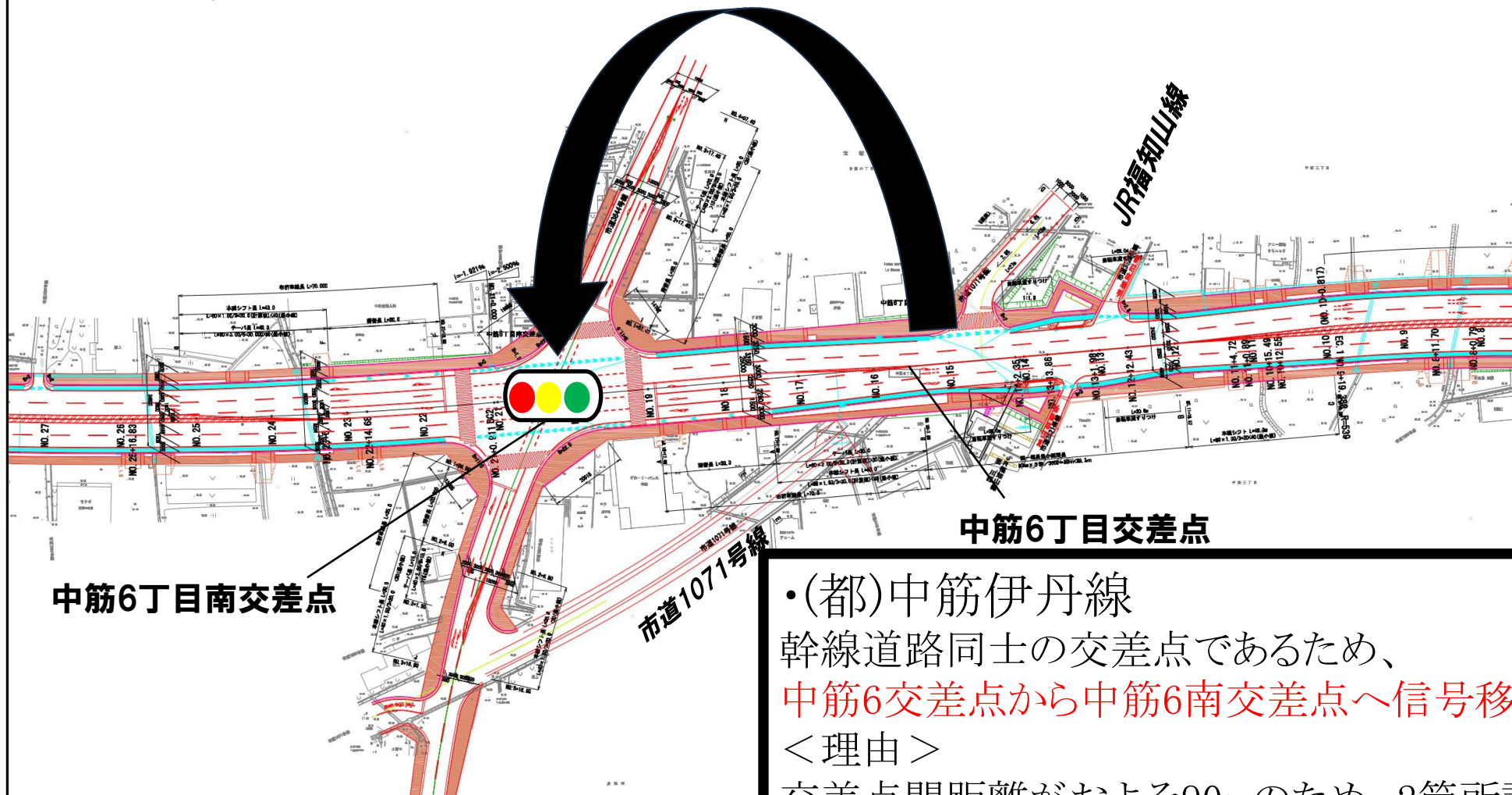
写真2:視線誘導標付きガードパイプ



記載している道路線形については現在計画検討段階の案です。



中筋6丁目 平面図



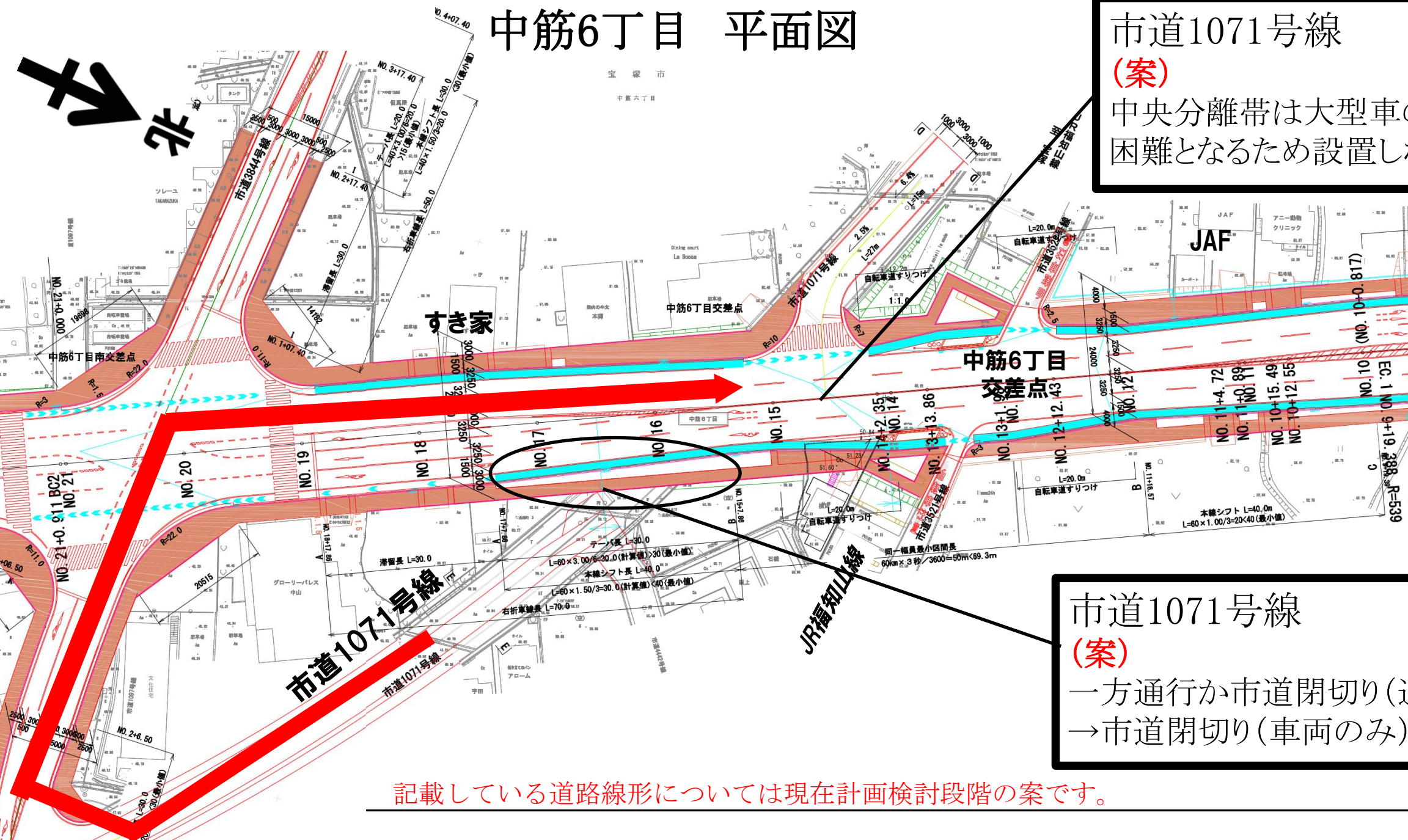
中筋6丁目南交差点

中筋6丁目交差点

記載している道路線形については
現在計画検討段階の案です。

- (都)中筋伊丹線
幹線道路同士の交差点であるため、
中筋6交差点から中筋6南交差点へ信号移設
＜理由＞
交差点間距離がおよそ90mのため、2箇所設置は難しい
・・・信号設置基準150mに満たない

中筋6丁目 平面図



市道1071号線

(案)

中央分離帯は大型車の右左折
困難となるため設置しない

市道1071号線

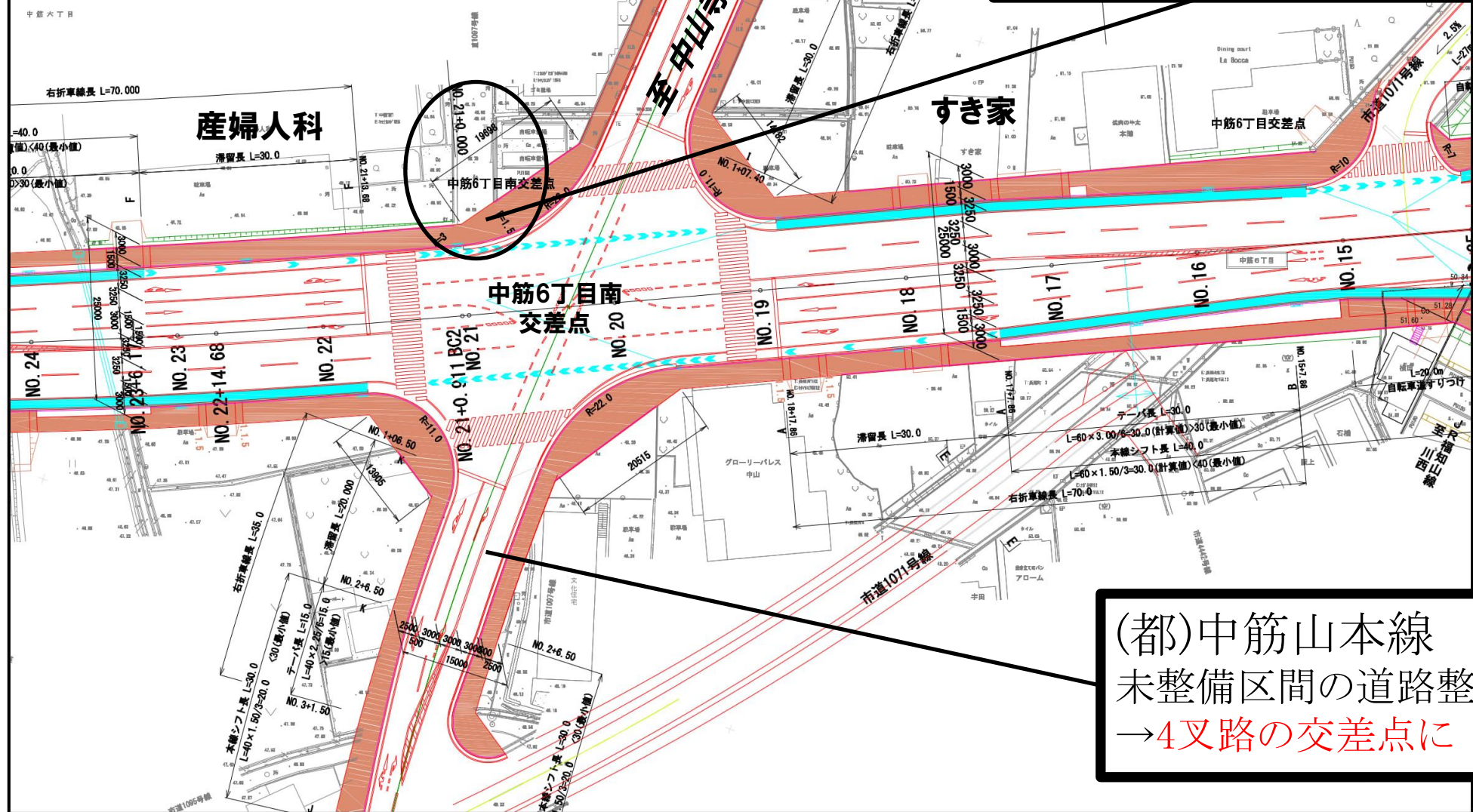
(案)

一方通行か市道閉切り(通行不可)
→市道閉切り(車両のみ)

記載している道路線形については現在計画検討段階の案です。

中筋6丁目南 平面図

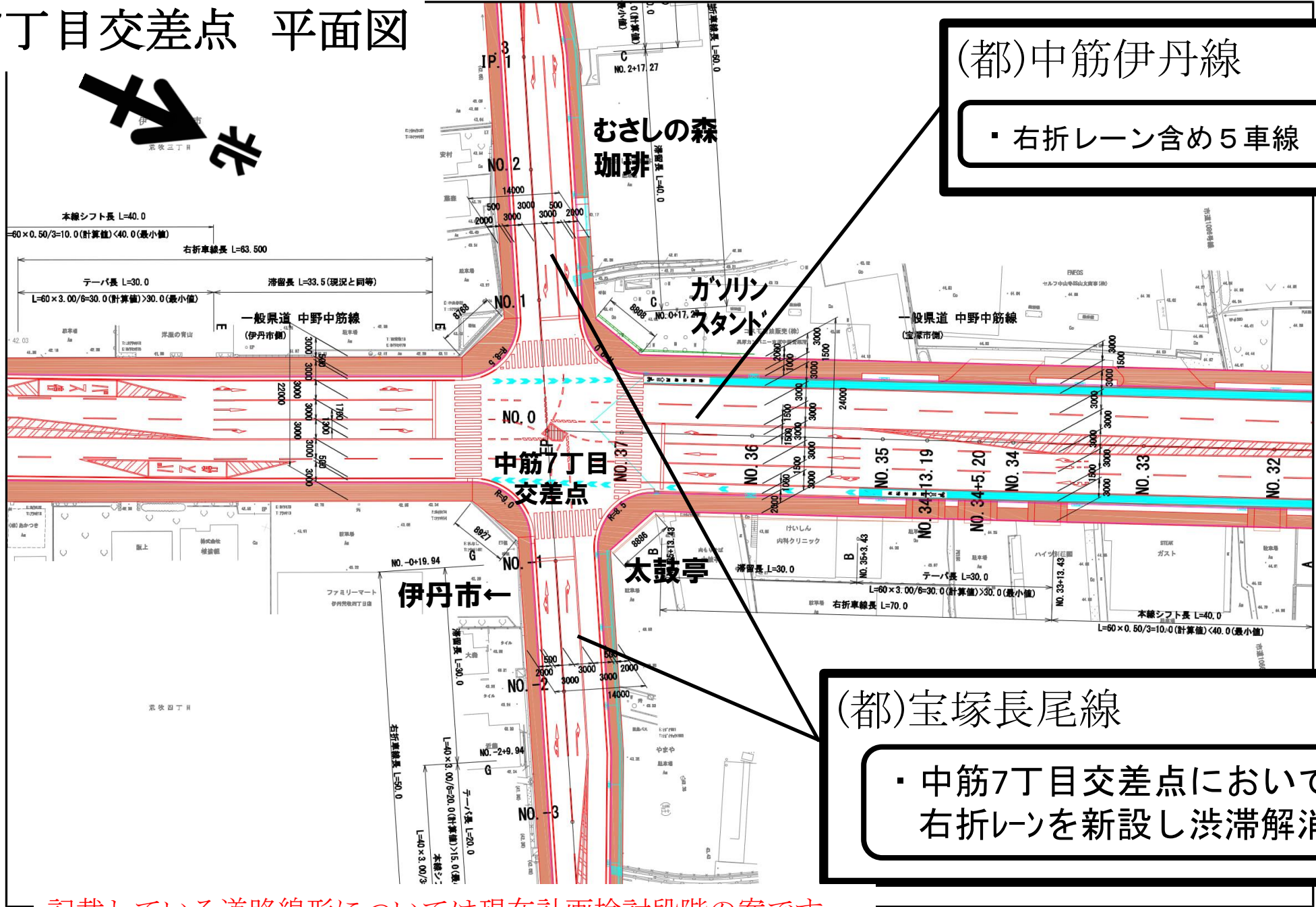
(都)中筋伊丹線
車線増加
中筋6丁目交差点から信号移設
(案)市道1097号線(産婦人科北)閉切り



(都)中筋山本線
未整備区間の道路整備
→4叉路の交差点に

記載している道路線形については現在計画検討段階の案です。

中筋7丁目交差点 平面図



(都)中筋伊丹線

- ・ 右折レーン含め5車線

(都)宝塚長尾線

- ・ 中筋7丁目交差点において、右折レーンを新設し渋滞解消

記載している道路線形については現在計画検討段階の案です。

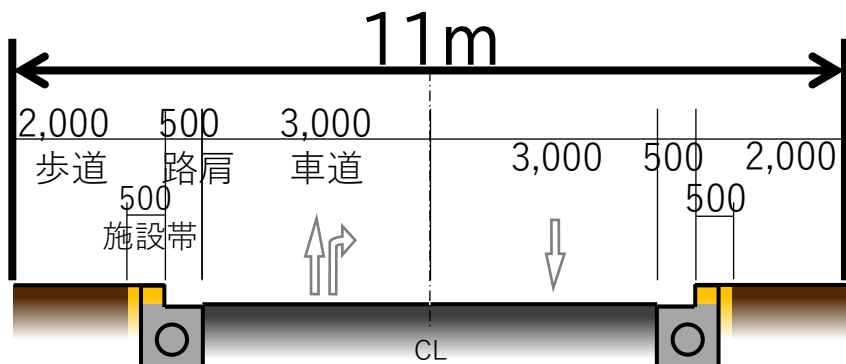
(都)宝塚長尾線 横断構成

■宝塚長尾線 横断図 【整備前】

※完成済

※付加車線：設けていない

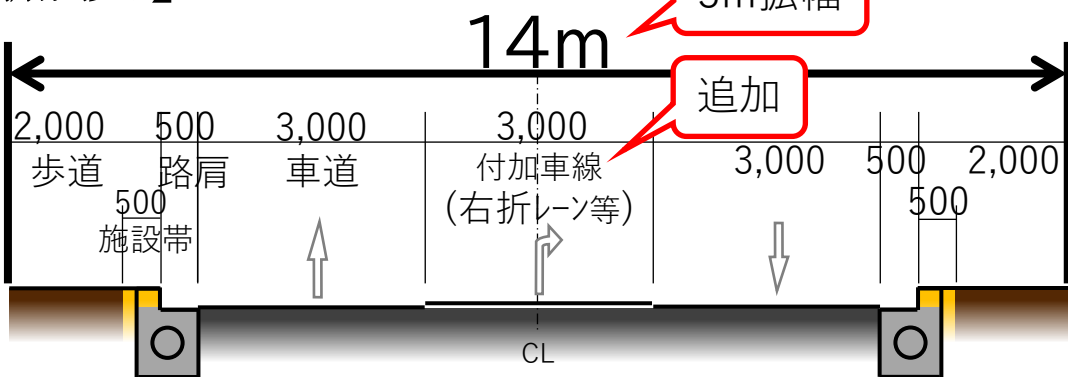
標準部 変更なし
全幅11mから変更なし



中筋 7 丁目交差点部に
右折レーンを追加する

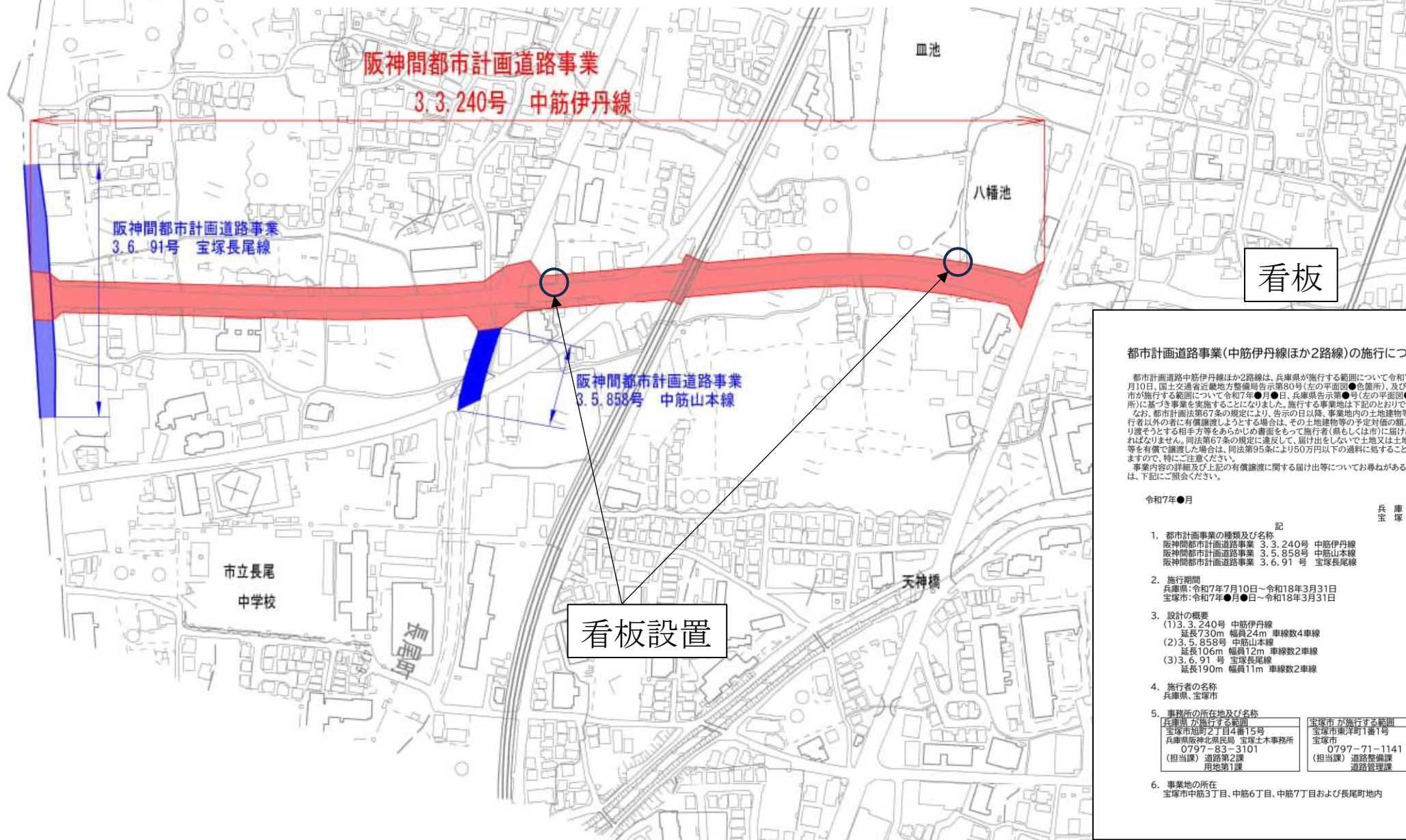
■宝塚長尾線 横断図 【整備後】

※中筋 7 丁目交差点
付加車線設置部分のみ





2. 事業認可の内容と法的効果・制限について



2. 事業認可の内容と法的効果・制限について

- 建築等の制限(都市計画法第65条)

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合には、各事業地の市長の許可が必要となります。

- 土地の建物等の先買い(都市計画法第67条)

事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けていただく必要があります、届出期間中は売買が行えない等の制限があります。

- 土地の収用法の適用(都市計画法第70条)

都市計画事業の認可の告示をもって、土地収用法第20条の事業認定の告示とみなされ、土地収用法の規定が適用されます。

3. 用地補償について

1 事業の説明



公共事業を実施する目的や計画概要、工期などについて説明します。

2 土地の測量(用地測量)

事業に必要となる土地について、所有者や隣接者の方に立ち会っていただき、境界を確認します。



3 建物などの物件の調査（物件調査）

事業に必要な土地にある建物や工作物について、移転方法の検討や適正な補償金の算定を行うため、建物内部も含めて詳細に調査を行います。



4 補償内容などの説明



土地の測量、建物などの物件の調査結果を踏まえ、国が定めた「基準」により補償金を算定し、内容を説明します。補償金の支払時期・方法、土地の引渡期限なども説明します。

5 契約の締結



説明にご理解いただき、県との契約書
や登記関係書類に署名・押印して
いただき、契約を締結します。

6 建物等の移転・土地の引渡し

7 補償金の支払い

8 工事の実施



4.今後の予定について

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)	2033年度 (令和15年度)	2034年度 (令和16年度)	2035年度 (令和17年度)
用地測量 詳細設計											
用地買収 物件補償											
工 事											

（順番：中筋2丁目付近 → 中筋7丁目付近 → 中筋6丁目付近）

※工事順は案であり、用地買収の進捗、早期事業効果の
発現などを勘案して適宜検討します。

4.今後の予定について

<用地測量>

- 用地測量については、現地での作業に入る前に土地の登記登録・公図および住民票などによる権利者確認調査を行います。
- その後、権利者調査に基づき現地の杭の確認なども踏まえ、土地の境界を確定するために、土地所有者の皆様に境界立会をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

